

平成29年第11回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年11月27日(月) 午前9時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐、萩内伸哉主幹
内門雅代主査、田代茂穂主任

議事録署名委員 (6番 久木山 純広委員・7番 古賀 久美子委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について

日程第2 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第3 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(10件)について

日程第4 議案第57号 非農地証明願(9件)について

日程第5 議案第58号 農用地利用集積計画(案)(8件)について(新規7件・継続1件)

日程第6 議案第59号 いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

会議の概要

局長 ただ今から第 11 回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 あいさつ。

局長 本日の総会は、農業委員 12 名、推進委員 3 名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 それでは議事録署名委員は、6 番委員、7 番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第 1 報告議案第 20 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 20 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は 2 件で〇筆〇〇㎡です。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 2 議案第 55 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 2 ページをお願いします。日程第 2 議案第 55 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は 2 件で農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1 についてご説明申し上げます。No.1 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 10 番委員、【副】を 5 番委員にお願いしてあ

ります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

10 番委員 10 番です。11 月 21 日、5 番委員と立会人の行政書士と実態調査を行いました。場所と位置図は、2～3 ページをご覧ください。今回の申請は売買で、受人が申請地の隣にヒバを耕作しております。申請地は現在、何も耕作されておらず、今回ここを購入し、ヒバを植えて販売するということです。申請人はこの近くにも植えておられ、水稻も栽培されています。稲作、畑作に必要な農機具等も十分保有され、自宅も〇m ぐらいの近さにあり、労働力があると認められ、何ら問題はないと見て参りました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 No.2 について説明をお願いします。

事務局 4 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。No.2 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は、【正】を 8 番委員、【副】を 2 番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

8 番委員 8 番です。11 月 22 日に、申請人の代理人である行政書士の立ち会いのもと、2 番委員と私が調査を実施しましたので報告します。申請地は位置図の 4～5 ページを参照してください。申請人の労働力につきましては、会社勤めをしながら土曜日・日曜日に農作業ができる状況にありますので、特に問題はないと思います。農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機等保有されています。申請地取得後の営農につきましては、申請地の隣接地が自作地なので、水稻を栽培、自家消費をする予定で、収穫作業は他人に依頼をするということです。自宅からの通作距離も近いので、特に問題はないというふうに見て参りました。以上です。よろしくお願ひします。

議長 ただ今、No.1～No.2 について、説明及び報告がありました。何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 3 議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ

いてを議題とします。

事務局

資料の 6 ページをお願いします。日程第 3 議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、駐車場を設け、〇〇を〇〇する業を営んでいる譲受人の子に無償で貸し出したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 2 番委員、【副】を 8 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長

調査員の報告をお願いします。

2 番委員

2 番です。調査報告をいたします。11 月 22 日午後より行政書士立ち会いのもと、8 番委員、私と調査しました。申請地等につきましては、総会資料の 6～7 ページに記載されております。申請地は畑で、現在野菜が栽培されておりました。譲受人は、土地取得後造成を行い、土地の隣で〇〇〇業を営んでおられる息子の来客用の駐車場として、無償で貸されるとのことでした。申請地周囲の現状は、東側・南側は宅地、北側・西側は道路の角地であります。東側・南側の宅地境界には、ブロック積みが設けられており、土砂流出の心配はないと思われま。雨水は、北側・西側の側溝へ自然流水となります。申請書には被害防除誓約書、事業計画書、残高証明書が添付され、事業資金は自己資金で行い、申請許可後速やかに着工するとのことでした。私たちの調査では、何ら問題ないと判断いたしました。皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。以上です。

議長

No.2 について、説明を求めます。

事務局

資料の 8 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 6 番委員、【副】を 4 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長

調査員の報告をお願いします。

6 番委員

6 番です。11 月 21 日、午前 9 時半に、行政書士、4 番委員と 3 名で調査を実施しました。申請地については資料の 8～9 ページをご覧ください。今回の申請は、借家住まいのため申請地を譲り受けて自宅を建築したいとのことでした。造成計画は土地の切土を〇cm行い、被害防

除策は擁壁を設けるということです。また東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路で、何も問題はないと思います。用排水等計画は、用水は上水道、雨水排水は○mmの側溝へ流す、汚水・生活雑排水は合併浄化槽の計画です。また資金面においては、全額住宅ローンと聞いております。調査したところ、何も問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 No.3 について、説明を求めます。関連する委員がおりますので、退席をお願いします。

事務局 資料の 10 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑○㎡を譲り受け、貸資材置場を建設し、父が経営する会社に貸し出したいという申請であります。この申請地は、第 2 種農地のその他の農地に該当します。調査は【正】を 7 番委員、【副】を 11 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

7 番委員 7 番です。11 月 23 日、行政書士立ち会いのもと、11 番委員と調査いたしました。資料の 10～11 ページをご覧ください。申請者の父親が経営する会社の資材置場が手狭になったので、申請地を譲り受け、資材置場として貸し出したいとのこと。東は宅地、西は原野、南と北は道路であり、申請地の周辺に農地はないため、被害を及ぼす恐れはありません。自己資金で造成工事を来年の 1 月と計画され、事業計画書、残高証明書、土地使用貸借契約書が添付され、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 退席された委員は、自席へお戻りください。No.4 について、説明を求めます。

事務局 資料の 12 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田○㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 4 番委員、【副】を 6 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

4 番委員 4 番です。報告をします。11 月 21 日、行政書士、6 番委員で調査をしました。場所は 13 ページの位置図をお願いします。ここに自宅を

建築したいということで、今、写真にありますように、手前に車が一台止まっており、野菜等も植えてあります。東は道路、西は宅地、南・北は宅地で、側溝も東側にあり、何ら問題はないと見て参りました。ご審議の程、よろしく申し上げます。以上です。

議長 No.5 について、説明を求めます。

事務局 資料の 14 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡実測面積〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 11 番委員、【副】を 7 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

11 番委員 11 番です。調査の報告をいたします。調査を 11 月 23 日、行政書士、7 番委員と 3 人で調査をして参りました。場所等は 14～15 ページをご覧ください。転用目的は、現在仮住まいであることから申請地を譲り受けて自宅を建築したいということです。この場所は事務局からの報告でもありましたように、都市計画用途地域内農地で、西側にある畑は何も耕作されておらず、周囲に被害等を及ぼす問題はないと見て参りました。用排水は上水道、合併浄化槽等を使い、雨水等は東の道路にある側溝に流します。被害防除計画書等、すべての書類が添付されており、何の問題もないと見て参りました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 No.6 について、説明を求めます。

事務局 資料の 16 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡実測面積〇㎡を譲り受け、自宅を建築するための宅地造成を行いたいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 7 番委員、【副】を 11 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

7 番委員 7 番です。11 月 23 日、行政書士立ち会いのもと、11 番委員と調査しました。資料の 16～17 ページをご覧ください。申請地を譲り受けて自宅を建築するための宅地造成を行いたいということで、東と南は

道路、西と北は畑で、合併浄化槽が設置してあります。申請地は隣接地と一体のものとして利用されるそうです。自己資金で造成工事を来年1月と計画されており、事業計画書、被害防除計画書、被害防除誓約書、残高証明書、仮換地指定通知書など添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 No.7・No.8 は関連がありますので、一括して説明を求めます。

事務局 資料の18ページをお願いします。No.7についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、〇〇用の駐車場を建設したいという申請であります。この申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。調査は【正】を4番委員、【副】を9番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。続きまして、20ページをお願いします。No.8についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇〇㎡を譲り受け、〇〇用の駐車場を建設したいという申請であります。この申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。調査は【正】を4番委員、【副】を9番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。No.8につきまして、資料の地図について、西側の地目が畑となっておりますが、現況は原野となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

4番委員 4番です。報告をいたします。11月21日、代理人、9番委員で調査して参りました。No.7とNo.8は同じ場所ですので、一緒に報告します。ここに駐車場を作る、確保したいということで、場所は19～20ページの位置図です。ここを造成し、No.7に〇台、No.8に〇台を予定しているそうです。東は宅地、西は畑、南は畑、北は道路で、私たちが見たところ、何ら問題はないと見て参りました。ご審議の程、よろしくお願ひします。以上です。

議長 No.9について、説明を求めます。

事務局 資料の22ページをお願いします。No.9についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇〇㎡、畑〇〇㎡合計〇〇㎡を譲り受け、宅地造成を行い分譲したいという申請であります。この申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を5番委員、【副】を10番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

5 番委員 5 番です。11 月 21 日、10 番委員と現地で調査をしました。また立会人の行政書士に来て頂きました。現地は、〇〇〇近くの〇〇〇沿いにあります。この場所は農地ではありますが、それこそ草が生い茂っている状況であります。ここに宅地造成をして、分譲（宅地〇区画）をする予定だそうです。なお、これを、近日中にということでありますが、この方は〇〇〇であります。余剰地を持ってきての埋め立てを考えておられ、いつということとは即答できないとのことですので、ご理解頂きたいと思えます。このようなことでしたので、よろしくご審議方、お願いいたします。以上です。

議長 No.10 について、説明を求めます。

事務局 資料の 24 ページをお願いします。No.10 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、貸家住宅を建築したいという申請であります。この申請地は、隣接する農地の広がりがある第 1 種農地で農業振興地域内農地に該当し、常設審議委員会への意見聴取案件となります。調査は【正】を 10 番委員、【副】を 5 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

10 番委員 10 番です。11 月 21 日、5 番委員と行政書士の立ち会いのもとで調査を行いました。位置図は 24～25 ページをご覧ください。転用目的は、申請地を譲り受けて貸家住宅を建て生計の安定を図りたいということです。土地条件は耕作されているが、申請人の親子の住宅に囲まれております。許可後 1 月頃着工する予定で、資金は自己資金で行うということです。周囲には農地はなく、被害を及ぼす恐れはないと見て参りました。用水は上水道、雨水は市道の側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理するということです。被害防除は周辺に農地はないため、日照通風等の支障は及ぼす恐れはない、土地の流失もブロック積みをしてあり、問題はないと見て参りました。東・北は市道、南・西は宅地で、私たちの調査したところでは、問題はないと見て参りました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 No.1～No.10 まで、説明及び報告がありましたが、委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 私の方から、1点だけ、No.7とNo.8について、駐車場として非常に面積が広いのですが、雨水等の状況、側溝等どうなっていますか。

4番委員 造成をして自然流下ということです。北側は、ちょっと草山になっています。

9番委員 すみません、勾配をつけて水路に流すということです。

議長 約〇反歩あって、広いですよ。水路はどちらにありますか。勾配をつけて流す方向にありますか。

局長 画面を見て頂くと、側溝は南東側の道路沿いにあり、反対側ですね。

議長 大変広く、高いところの駐車場ですので、集中的に強い雨がいった場合、今の状態であれば、あちこち固めていないから自然に処理できるのでしょうか。〇反歩というのは大きいので、どうしても雨水対策を充分に施してもらいたいと、受人にお願いするというので、調査員の方々、どうですかね。被害防除計画が出ているのですけれども、雨水対策を充分行うように指示をした方がいいのではないかと思います。事務局に、今日の協議の結果を、雨水対策を充分にしてもらおうということで付け加えていただけないでしょうか。必要がなければ、それでいいのですが。

3番委員 側溝があるということで、許可が下りそうですか。

議長 反対側に、側溝があります。

4番委員 苦情が起きないように、隣接地と、誠意を持って対応するという事です。

8番委員 すみません、排水の関係ですが、アスファルト舗装ですか、それとも砂利舗装ですか。

4番委員 砂利です。

議長 高台にあります。調査員の方がよろしければ、こちらの方で受人に雨水対策を充分にしてもらおうように伝えたいと、現地調査をされたお二人から見て必要でないなら、これで十分であつたらいいのですが。

4番委員 一番上ではないけれど、高い場所です。アスファルト舗装でもすれ

ば、きれいに流れるかもしれないが、砂利で行うということでした。被害防除計画も誓約書も書いてあり、苦情があったら、誠意を持って対応するとのことでした。

議長 では、そういう説明ですので、他にありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同伴について申請どおり決定します。日程第 4 議案第 57 号非農地証明願についてを議題とします。

事務局 資料の 26 ページをお願いします。本日、ご提案申し上げております非農地証明願 9 件のうち、No.1 から No.3 は、違反転用農地所有者に対する個別指導を受けての申請であります。残りの No.4 から No.9 は、個別指導に関わらず申請があったものであります。まず、No.1 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、共同住宅を建築するため、平成 13 年に農地法第 5 条による許可を得て平成 14 年に建築したが、地目変更を行わないまま現在に至った。今般、地目変更をしようとしたが、許可書を紛失し、また許可日から 10 年以上経過して再交付も出来ないため、非農地証明を願出するという申請であります。資料の 28 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 20 年頃に住宅を建築して、現在に至っているという申請であります。資料の 30 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、平成 9 年以前から資材置場・駐車場として利用し、現在に至っているという申請であります。資料の 32 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 59 年 7 月に隣接地に住宅を建築したときから住宅敷地の一部として利用しているという申請であります。現地調査につきましては、今年の利用状況調査の際に、確認されておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず転用していることから、始末書を添付していただいております。資料の 34 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡の申請地は、平成 9 年に住宅を建築して、現在に至っているという申請であります。現地につきましては、今年の利用状況調査の際に、確認されておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず転用していることから、始末書を添付していただいております。資料の 36 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 51 年から墓地として利用され、現在に至っているという申請であります。現地調査につきましては、11 月 21 日、1 番委員と 3 番委員、職員 2 名で調査を行い、墓地として利

用されていることを確認しておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず転用していることから、始末書を添付していただいております。資料の 38 ページをお願いします。No.7 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、隣接地が昭和 61 年に住宅を建築したときから住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているという申請であります。現地調査につきましては、11 月 21 日、3 番委員と 1 番委員、職員 2 名で調査を行い、住宅敷地の一部として利用されていることを確認しておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず転用していることから、始末書を添付していただいております。資料の 40 ページをお願いします。No.8 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、隣接地が昭和 62 年に住宅を建築したときから住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているという申請であります。現地調査につきましては、11 月 21 日、3 番委員と 1 番委員、職員 2 名で調査を行い、住宅敷地の一部として利用されていることを確認しておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず転用していることから、始末書を添付していただいております。資料の 42 ページをお願いします。No.9 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡の申請地は、〇〇〇●●店の店舗用地として貸し付けるために、平成 18 年に農地法第 5 条による許可を得て、店舗は同年に完成したが、地目変更を行わないまま現在に至った。今般、地目変更をしようとしたが、許可書を紛失し、また許可日から 10 年以上経過して再交付も出来ないため、非農地証明を願い出るという申請であります。ご審議方、よろしく申し上げます。以上で終わります。

議長 No.1 からNo.9 まで、説明がありました。委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 5 議案第 58 号 11 月分の農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。

事務局 44 ページをお願いします。日程第 5 議案第 58 号 11 月分の農用地利用集積計画は 8 件〇筆〇〇㎡で、新規が 7 件、継続が 1 件です。よろしく申し上げます。

議長 委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定します。日程第6議案第59号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題とします。

事務局 45ページをお願いします。日程第6議案第59号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてですが、本日、先程、総会が始まる前に連絡があり、この計画については、今回は取り下げ、今後の総会に申請予定とのことになりました。

議長 ただ今の件につきまして、説明がありましたが、総会が始まる前に、急きょ取り下げという連絡がありました。以上のように取り扱っていきたいと思います。よろしいですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

- _____
- _____